証券投資信託の信託終了(繰上償還)のお知らせ

このたび弊社では、下記の証券投資信託につきまして、投資信託約款に基づき信託終了日を繰り上げ、2021年8月30日をもって投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)する予定ですのでお知らせ致します。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託

「SBIスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)」

「SBIスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)」

2. 信託終了(繰上償還)の理由

主要投資対象ファンドは、スリランカの短期国債を主要投資対象として運用しておりますが、スリランカでは2020年の新型コロナウイルスの影響により主要産業である観光産業が大きく落ち込んでおり、今後の投資環境の悪化も想定すると、リスク対比での収益の獲得が困難となる可能性が高くなることが予想されるため、繰上償還することが受益者の利益に資するものと、主要投資対象ファンドの運用会社が判断しました。

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券が償還となることが決定したことに伴い、信託約款第39条第2項の規定に基づき繰上償還となります。

(ご参考) 信託約款第39条第2項

委託者は、この信託が主要投資対象とする「SBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

3. 信託終了(繰上償還)日

2021年8月30日(月)

4. 当ファンドのご購入停止およびご解約について

当ファンドの購入: 7月8日(木)が最終のお申込みとなります。

当ファンドの解約: 8月26日(木)が最終のお申込みとなります。

ただし、販売会社によっては上記より前に、購入及び解約の申込受付を中止する場合があります。

以上

2021年7月8日

SBIアセットマネジメント株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号